

議第198号

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年11月26日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改める。

第2条第1項中「事業によって利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの及び土地改良法施行規則第76条の19」を「法第96条の4第1項において読み替えて準用する法第36条第1項」に改める。

第6条第1項前段中「の納付」を「の納入」に、「受けた者が当該督促において指定された期限までにその納付すべき賦課金等を納付しない」を「した」に、「当該金額」を「当該賦課金等の額」に、「当該指定された期限」を「納期限」に、「から納付」を「から納入」に、「10.75パーセント」を「14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）」に改め、「ものとする」を削り、同項後段中「が100円」を「が1,000円」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第6条第1項前段に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

賦課金及び特別徴収金の延滞金の割合を改定する等の必要があるので提案する。